

離婚と同時に提出する場合の見本

離婚後も、婚姻中の氏を引き続き称したい場合に届出してください。
この用紙を提出する場合は、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者」欄は記入しないでください。
閉庁時(土日祝)に届出する場合は、事前に市民課職員から記入内容の確認を受けてください。
不備がある場合は、再来庁が必要です。

届出時点で住民登録をしている住所を記入してください。
この届では住所変更(転居・転出・世帯分離)ができません。
別途お手続きが必要です。

婚姻時の本籍、筆頭者の氏名を記入してください。

協議離婚の場合は離婚届を提出する日を、裁判離婚の場合は裁判が確定した日(調停等の成立日)を記入してください。

新しい本籍(※)を記入してください。筆頭者はご本人になります。

※本籍は、日本の領土内の実在する場所であればどこでもおくことができます。本籍にはアパート名、住所の「〇号」は使用できません。

ご本人が自署してください。

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和 8 年 4 月 1 日 届出

長 殿

受理 令和 年 月 日				
第 号				
通知(送付) 令和 年 月 日				
第 号				
告知調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票 通知
(フリガナ) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) トワダ ハナコ 氏 氏 平成 2 年 2 月 2 日生			
(1)	十和田 花子			
住 所	青森県十和田市大字三本木字三本木33番地			
(2)				
本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 青森県十和田市大字三本木字三本木33番地			
(3)				
筆頭者の 氏名	十和田 太郎			
(4)				
(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) 十和田	変更後(離婚の際称していた氏) とわだ 十和田		
(5)				
離婚年月日	令和 8 年 4 月 1 日			
(6)				
離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同居者がいない場合には記載する必要はありません) 青森県十和田市西十二番町 6番地			
(7)				
筆頭者の 氏名	十和田 花子			
(8)				
届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	十和田 花子 印			

【注意】

この届出を離婚届とは別日に届出する場合は、書き方が異なりますのでご注意ください。
いったん婚姻前の氏に復氏したあとも離婚の日から3か月以内であれば届出をすることができます。